

● 県下共通遊漁承認証「全魚種（鮎等を除く）」について

○ 発行の趣旨

県下共通遊漁承認証「全魚種（鮎等を除く）」（以下共通券）は、遊漁者の方の利便性を図るために発行しています。共通券は大幅に割安になっていて、県下の全17漁協の年券（アユ、ヒメマスを除く）を購入すると10万円を超えてしまいますが、共通券は、その1/4以下の金額です。

このため、発行枚数を増やすと各漁協の年券発行枚数が減り、共通券の売り上げを各漁協へ分配しても金額が割安なことから、各漁協の収入は減少し、増殖経費が確保できなくなってまいります。

（仮に共通券を10万円にして、現在と同じ発行枚数が販売できれば、漁協の遊漁料収入に支障は生じませんが、とてもそれだけの枚数が売れるとは考えられません。）

このため、各漁協の遊漁料収入に大きな支障を来さない範囲内で、共通券を発行しています。

○ これまでの経緯

「全魚種の共通券（鮎等を除く）」は、平成29年以降450枚発行し、うち釣り具店で340枚、県漁連で110枚（そのうち10枚は直接、残りの100枚は郵送）で販売してきました。

近年、コロナ禍等の影響もあり、遊漁の需要が高まったことは大変有り難い事ですが、販売店では早くから売り切れになり、また郵送への申込みも多くなりました。そこで、R4年から抽選を行いました。R5年は抽選分の倍率が1.8倍となり、購入できない人が多数でてしまいました。

これら購入できなかった方から共通券の販売について、ご意見や要望が寄せられたことから、その販売方法について、検討を進めてきました。

○ これまでの問題点

釣り人からは、「販売店が懇意にしているお客さん分を確保し、一見の人には販売してくれない」、「地元のなじみの人は入手できるのに、県外者は抽選しかなく不公平である」、「現行の販売方法は一部のみが抽選で公平性に欠けている。共通券をなくした方が公平になる」、「全部抽選にして不公平な状況を改善して欲しい」、「県漁連は発行枚数を増やすべきだ」、等の意見や要望がありました。

また販売店からは、「小さい釣り具屋のため、引き続き昔からのなじみ客に販売できるように

して欲しい」、「分配する枚数を増やしてほしい」、「釣り人からの問合せが多く煩雑」、「売り切れた際、苦情が多くて大変」、「取扱手数料が安い」等の意見がありました。

なお、漁協からは「共通券の釣り人が毎日のように来るので販売しないで欲しい」、「発行枚数を増やさないで欲しい」、「漁協の売り上げにダメージがあるので発行枚数を減らして欲しい」等の意見がありました。

○販売方法の改正内容

従来は、販売開始日は決めていましたが、予約実施の有無と予約の方法・開始日は各店舗の判断に任せていて、特に統一や公表は行ってきませんでした。加えて、郵送申込みの締め切り日が、販売開始日の前になっていたため、購入方法はどちらかに限られていました。

そこで、次のとおり販売方法の明確化と購入機会の増加により、少しでも公平化が図られるよう、次のとおり改正しました。

○ 「全魚種(鮎等を除く)」の販売方法

1. 販売店の住所、連絡先、営業時間、販売枚数と予約実施の有無を明示しました。
2. 予約開始日時を1月9日(火)10:00に統一しました。
3. 販売開始日時を1月23日(火)10:00に統一しました。
4. 郵便申込の受付期間(1月29日(月)~2月9日(金))を、販売開始日以降としました。
5. 発行枚数は昨年と同じですが、郵便申込みによる販売枚数を20枚増やしました。
6. 売り切れになった際は、県漁連HPで情報を随時アップすることにしました。
7. 販売店には、予約開始日時の前に予約を受け付けないことを依頼しました。

今回の改正については、関係者に意見を伺いつつ、理事会で検討を行った結果になります。

ただし、幾つかの改善は図られているものの、①懇意にしている釣り人と販売店 VS 公平性、②県内 VS 県外の関係において、どちらを優先するのかは結論がでていません。

このため、今回の改正について皆様の意見を伺いたく、[アンケート](#)を用意させていただきました。個別の回答は行えませんが、いただいた意見を参考に、次年度への対応を検討したいと考えていますので、よろしくお願いいたします。